

# 仕 様 書

1. 件 名  
令和5年度公用自動車任意保険契約
2. 保険の保証内容
  - (1) 対人賠償保険 無制限
  - (2) 対物賠償保険 無制限(免責なし)
  - (3) 人身傷害補償保険(3000万)
3. 保険内容その他の条件
  - (1) 対人・対物とも和解(示談)代行付きであること。
  - (2) 事故の報告があったときは事故現場に急行し、運転手等に必要な指示を与えるなど初期対応ができること。また、休日・夜間にも事故報告の受付を行うこととし、原則として前述の対応ができること。
  - (3) 本庁舎から半径30km圏内に支店・代理店等が所在し、前述(2)の対応ができること。(特に人身事故については、急を要する必要がある為)
  - (4) 業務遂行責任者は、毎月1回、事故処理について財産管理課と協議をすること。
  - (5) 和解は、本市と協議の上作成すること。
4. 保険契約期間  
令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで
5. 保険契約台数 381台 (別紙一覧) ※契約は予算所管課ごと
6. 保険料の支払い  
保険契約時に年額一括払いとする。
7. 特記事項  
久留米市は、5の契約車両(ただし、リース車を除く。)が4の保険期間中に必要となる自動車損害賠償責任保険(令和5年5月から令和6年4月の間に保険期間が満了するもののうち、更新加入するものに限る。)について、この保険契約者(又は契約者が指定する代理店等)と随意契約(保険料は、この保険料に含めない。)を行うものとする。
8. 特約事項の締結  
次に掲げる各条について、特約書を取り交わすこと。

(総則)

第1条 久留米市(以下「甲」という)と、〇〇〇〇〇(以下「乙」という)は、甲と乙が締結する市有自動車の自動車保険契約(以下「自動車保険契約」という)に関して、乙の保険契約約款、保険証券に定めのない事項について、次のとおり特約する。

(事故処理の対応)

第2条 乙は、事故の報告があったときは、事故現場に急行の上、甲の運転手等に必要な指示を与えること。

2 乙は、休日・夜間にも事故報告の受付を行うこととし、原則として前項に規定する対応を行うこと。

(業務遂行責任者)

第3条 乙は、前条に規定する業務の管理を行う業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知すること。業務遂行責任者を変更したときも同様とすること。

(事故防止サービス)

第4条 乙は、甲が行う次の事業について協力を行うこと。

(1) 甲の職員の交通安全講習会の講師派遣 年2回(5月, 12月頃) ※要協議

(2) 甲の交通安全啓発運動

(報告)

第5条 乙は、事故処理にあたっては、次によるものとする。

(1) 事故発生の連絡を受けた後、遅滞なく事実を調査し甲に報告すること。

(2) 事故処理が長期にわたる場合において、相手との交渉に変化があり次第、甲に文書にてその経過について報告すること。

(3) 事故処理が終了次第、交渉の経過を遺漏なく文書にて甲に報告すること。

(和解)

第6条 乙は和解にあたっては、次によること。

(1) 和解金の過失割合の決定にあたっては、事前に甲と協議すること。

(2) 和解の成立にあたっては、事前に甲と協議すること。

(保険金支払いの特記事項)

第7条 乙は、甲が負担する損害賠償額の決定に関して、久留米市議会の議決又は市長専決(以下「議決等」という)を必要とする損害賠償額の場合は、当該議決を経た後、保険金額を支払うこと。ただし損害賠償請求者の直接請求権を妨げるものではない。

(被保険車両の変更等)

第8条 保険期間中途における車両の変更等については、甲が乙に異動報告書(仮称)により行う。

2 前項による保険料の追徴又は返戻が生じた場合は、甲乙別途協議して定める。

(契約の解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 契約保険期間内に、本契約に定める義務を履行しないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の場合により甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第9条の2 甲は、福岡県警察からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。(以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。)が暴力団員等となっているとき。

(3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。

(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害金等)

第10条 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人)が、本契約に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行ったこと、または同法第8条の3において準用する同法第7条の2の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと(以下「談合等の不正行為を行ったこと」という)が明らかになったときは、乙は、甲に対して、当該談合等の不正行為を行ったことにより甲に生じた損害の賠償として、契約保険料の10分の2に相当する額を支払わねばならない。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。

(久留米市契約事務規則等の遵守)

第11条 乙は、この本特約に定めるものの他、久留米市契約事務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(特約書運行上の協議)

第12条 本特約に定める事項に疑義が生じた場合または本特約に定めない事項で必要な場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

